

# 上野原市耐震改修促進計画

## 上野原市

平成 20 年 10 月策定

平成 26 年 7 月策定

平成 28 年 3 月策定

平成 31 年 3 月改定

令和 3 年 3 月改定

令和 6 年 3 月改定

# 目 次

## 序章(P.1)

- 1 計画改定の背景
- 2 本計画の位置
- 3 計画の期間

## 第1章 住宅・建築物の耐震化に関する目標(P.3～)

- 1 想定される地震
- 2 耐震化の現状と目標
- 3 特定建築物等の耐震化の現状
- 4 耐震診断義務義務付け対象建築物の耐震化の現状

## 第2章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策(P.9～)

- 1 耐震化に係る基本的な取り組み方針
- 2 耐震化の促進を図るための支援策
- 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備
- 4 地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化
- 5 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

## 第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及(P.19～)

- 1 地震ハザードマップの整備
- 2 パンフレットの作成・配布や講習会の開催
- 3 技術者向け研修会の開催
- 4 官民一体となった取り組み
- 5 市、県、建築関係団体による連携
- 6 税制の周知・普及

## 第4章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための指導等(P.22～)

- 1 耐震改修促進法による指導等
- 2 建築基準法による勧告又は命令等

## 1 計画改定の背景

平成7年1月の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）」が制定され、平成17年9月の中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針においては、建築物の耐震化について、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられたことから、上野原市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）を平成20年度から平成27年度までの8年計画として、平成20年10月に策定しました。

その後、平成23年3月の東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、戦後最大の人命が失われ、甚大な被害が発生したことや、南海トラフ地震等の切迫性が指摘されるなどの背景から、平成25年11月に法が改正され、また、国の基本方針が改定されたことから、平成28年3月に本計画を改定し、既存建築物の耐震診断や耐震改修など、耐震化施策を総合的に進めてきたところです。

近年においては、平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震などが発生し、特に大阪府北部を震源とする地震では、ブロック塀に被害が発生し、人命が失われるなど、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。

さらに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成二十六年三月）や首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成二十七年三月）が決定され、特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等の促進を図る必要があります。

このことから、本県の耐震改修促進計画を5年間延長するとともに、耐震化率の目標を見直し、引き続き、住宅・建築物の耐震化に努めていきます。

### ○ 経緯

平成20年10月：平成18年度から平成27年度の10年計画を策定

平成28年 3月：計画を見直し、5年延長の計画として改定

平成31年 3月：ブロック塀等の転倒防止対策を追加するため改定

令和 3年 3月：計画を見直し、5年延長の計画として改定

## 2 本計画の位置

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第6条第1項に基づく市町村の耐震改修促進計画として策定したものです。

また、山梨県耐震改修促進計画や上野原市地域防災計画などの計画との整合・連携を図りながら、住宅・建築物の耐震化を促進するために必要な事項に関して定めたものです。

## 3 計画の期間

本計画を5年間延長し、令和7年度までとします。

（ 今後も、計画期間中、社会情勢の変化や本計画の実施状況に適切に対応するため、適宜、検証を行い、必要に応じ、計画の改定を行います。 ）

## 第1章 住宅・建築物の耐震化に関する目標

### 1 想定される地震

山梨県地域防災計画、山梨県地震被害想定調査報告書(H8年3月)及び山梨県東海地震被害想定調査報告書(H17年)によると、想定される地震、規模、位置及び建物被害は、次のとおりです。(表1-1・図1-1・表1-2)

表1-1 想定される地震一覧

想定される地震	想定される地震の規模
ア 東海地震	震度7 (身延町、南部町の一部) 震度6強(甲府市、笛吹市の一部、峡南地域及び富士北麓地域の一部)
イ 南関東直下プレート境界地震 (M7、M9、M14) (現在は、首都直下型地震)	震度6強(富士吉田市、忍野村、山中湖村) 震度6弱(旧北都留郡、旧南都留郡、旧東八代郡、旧東山梨郡、都留市) ※ただし、震源により異なるものとされます。
ウ 釜無川断層地震	震度7 (韮崎市、富士川町、南アルプス市) 震度6強(断層に沿って地域が帯状に分布)
エ 藤の木愛川断層地震	震度7 (甲州市、笛吹市)
オ 曾根丘陵断層地震	震度7 (甲府市、笛吹市、中央市、市川三郷町) 震度6強(断層から甲府盆地側に分布)
カ 糸魚川-静岡構造線地震	震度6強(釜無川に沿って分布) 震度6弱(断層に沿って帯状に分布)

※ウ～カは、活断層による地震です。

図1-1 想定地震の位置



表1-2 想定される地震による建物被害想定

(単位:棟)

想定される地震	全 壊	半 壊	合 計
東海地震	14	225	239
南関東直下プレート境界地震	18	100	118
釜無川断層地震	3	32	35
藤の木愛川断層地震	2, 586	2, 022	4, 608
曾根丘陵断層地震	0	0	0
糸魚川-静岡構造線地震	0	0	0

## 2 耐震化の現状と目標

### (1)住宅建築時期別の状況等

平成20年から平成30年「住宅・土地統計調査」を基に令和2年度末の住宅数を推計すると、市内の住宅総数は、9,330戸となります。そのうち、新耐震基準(昭和56年以降)で建築された住宅数に、旧耐震基準(昭和55年以前)で建築された住宅のうち耐震性を有するものを加えると、耐震性のある住宅数は8,157戸になり、市内における令和2年度末の住宅の耐震化率は、87.4%と推計されます。

なお、昭和56年6月1日に建築基準法の耐震関係規定が改正された(新耐震基準)ため、昭和56年5月31日以前と同年6月1日以降とに分けることが必要ですが、根拠としている「住宅・土地統計調査」が年別に集計されているため、便宜上この区分を採用しています。

### (2)住宅の耐震化率の目標

住宅の老朽化等に伴い、建替えや除却が進み、耐震性を有さない建築物が減少することから、耐震化率は経年とともに向上します。

令和2年の住宅の耐震化率と、これまでの進捗状況を考慮すると、令和7年度末には、住宅の耐震化率は89.4%になると推計されます。今後予想される地震被害から市民の生命と財産を守るため、国の基本的な方針を参考に、地震に強い県土を目指し、住宅の耐震化率の目標を95%とします。

### 3 特定建築物等<sup>※</sup>の耐震化の現状

「多数の者が利用する特定建築物等」は、69棟あります。このうち昭和55年以前に建築された20棟の中で耐震性を有するもの7棟(推計値)と耐震改修を実施したもの5棟(推計値)を昭和56年以降に建築された49棟に加えた、61棟(推計値)が耐震性を有すると考えられます。

これにより、「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率は、令和2年度末で88.4%と推計されます。

耐震性が不十分な建築物の解消に向け、耐震化啓発活動を引き続き行います。

(目標値は設定しない)

表1-2 「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化の現状

(単位:棟)

特定建築物等総数 ① (②+⑥)	昭和55年以前				昭和56年以降の特定建築物等 ⑥	耐震性有りの特定建築物等 ⑦ (③+④+⑥)	耐震化率 令和2年度末推計値 ⑧ (⑦/①)
	昭和55年以前 の特定建築物等 ②	耐震性が有るもの ③	耐震改修したもの ④	耐震性が無いもの ⑤			
69	20	7	5	8	49	61	88.4%

#### ※特定建築物等

法第14条第1号に規定する「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム、その他多数の者が利用する建築物」で一定規模以上のもの

また、「多数の者が利用する特定建築物等」を建築物の用途の特性に応じ、次の3つに区分すると、耐震化の現状は次表のとおりです。

- ・災害時の拠点となる建築物
- ・不特定多数の者が利用する建築物
- ・特定多数の者が利用する建築物

表1-3 「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化の現状

(単位:棟)

区分	用途	昭和55年 以前の 建築物 ①	昭和56年 以降の 建築物 ②	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有 建築物数 ※④	耐震化率 (平成27年度末) ※⑤ (④/③)	
災害時の拠点となる建築物	官公庁舎、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉施設、体育館等	13	31	44	40	90.9%	
	公共建築物	県	3	1	4	4	100.0%
		市	5	21	26	26	100.0%
		その他	1	0	1	1	100.0%
民間建築物	4	9	13	9	69.2%		
不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	0	4	4	4	100.0%	
	公共建築物	県	0	0	0	0	—
		市	0	1	1	1	100.0%
		その他	0	0	0	0	—
民間建築物	0	3	3	3	100.0%		
特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿、事務所、工場等	7	14	21	17	81.0%	
	公共建築物	県	0	1	1	1	100.0%
		市	3	1	4	4	100.0%
		その他	0	0	0	0	—
民間建築物	4	12	16	12	75.0%		
計		20	49	69	61	88.4%	
	公共建築物	県	3	2	5	5	100.0%
		市	8	23	31	31	100.0%
		その他	1	0	1	1	100.0%
民間建築物	8	24	32	24	75.0%		

※民間建築物の④と⑤は推計値です。

#### 4 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の現状

耐震診断義務付け対象建築物とは、旧耐震基準で建てられた次のものになります。

##### (1)要緊急安全確認大規模建築物

- ①不特定多数の者が利用する建築物で、大規模なものとして政令で定めるもの  
(耐震改修促進法附則第3条第1号)
- ②地震の際の避難確保上で特に配慮を要する者が主として利用する建築物で、大規模なものとして政令で定めるもの(耐震改修促進法附則第3条第2号)
- ③一定量以上の危険物を取り扱う建築物で、大規模なものとして政令で定めるもの  
(耐震改修促進法附則第3条第3号)

##### (2)要安全確認計画記載建築物(避難路沿道建築物)

- ①災害時の利用確保が公益上必要な施設で、県が指定するもの  
(耐震改修促進法第7条第1号)
- ②災害時の通行を確保すべき道路沿いの政令で定める建築物で、県又は市が指定するもの  
(耐震改修促進法第7条第2号及び第3号)

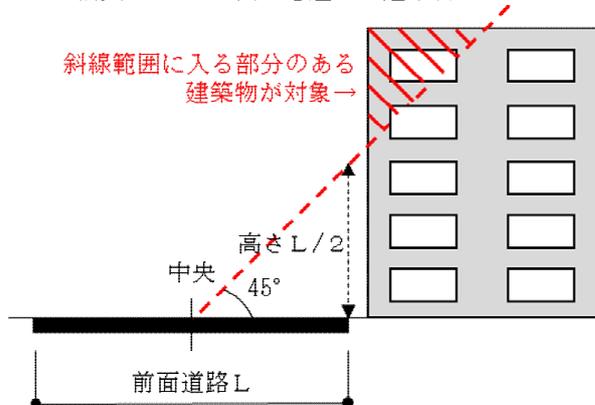
耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合6m超)となります。

耐震診断の結果の報告期限を令和5年3月31日までとしていることから、令和4年度までは、耐震診断を確実に実施するよう指導等を行うとともに、耐震性が低いと判断された建築物の所有者に対しては、耐震改修等の実施を促します。

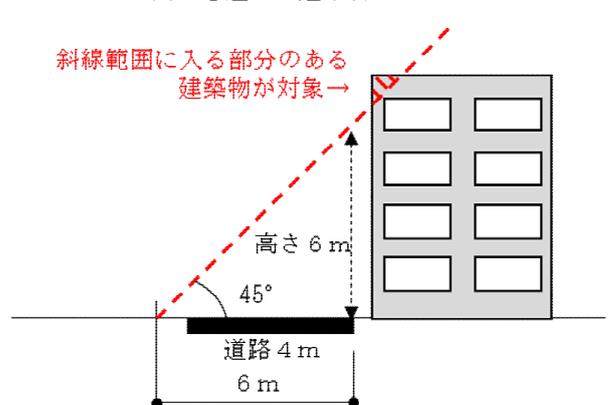
#### ※ 市町村耐震改修促進計画に記載した法第6条第3項第1号の適用を受ける道路

(山梨県地域防災計画に定められた第1次、第2次緊急輸送道路等)

##### ① 前面道路の幅員が12mを超える場合 幅員の1/2の高さを超える建築物



##### ② 前面道路の幅員が12m以下の場合 6mの高さを超える建築物



## 第2章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策

### 1 耐震化に係る基本的な取り組み方針

災害に強いまちづくりのためには、住宅・建築物の所有者等が、地域の防災対策を自らの問題としてとらえ、建築士等専門家の意見を聞きながら耐震化に取り組むことが不可欠であります。

市と県は、耐震改修促進計画の策定以外にも、住宅・建築物の耐震化を図るため、補助制度を始めとした、様々な施策を行い、所有者などの取り組みを支援してきましたが、耐震化を促進するため、支援を継続していきます。

住宅・建築物の所有者、市、県、建築関係団体は、相互に連携を図りながら、次に掲げるそれぞれの役割を分担し、本計画を着実に実施することとします。

※詳細は、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムによる。

	所有者	県	市町村	体 建築関係団	技術者 建築専門
耐震診断・耐震改修の実施	●				
耐震改修促進計画の策定		●	●		
耐震化緊急促進アクションプログラムの策定※			●		
公共建築物の耐震化		●	●		
耐震化に関する知識の普及・啓発		●	●	●	
耐震化への補助		●	●		
所有者等への適切なアドバイス		●	●	●	●
技術者の養成		●	●	●	

※交付金を活用するための要件となっている計画

## 2 耐震化の促進を図るための支援策

住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性についての普及・啓発に積極的に取り組むとともに、国の補助制度等を活用しながら、耐震化を促進します。

### (1)住宅に関する支援策

市が実施する支援事業も概要は、次のとおりです。

#### ○木造住宅耐震診断支援事業

事業内容	住宅の耐震診断に対する補助
対象建築物	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅(他条件あり)
事業主体	市(住宅所有者の申請による)
補助率(額)	全額市負担
事業期間	令和7年度まで
備考	要件等の詳細は補助要綱のとおり

#### ○木造住宅耐震改修等支援事業

事業内容	住宅の耐震改修等に対する補助
対象建築物	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅(他条件あり)
補助対象	耐震改修工事に関する設計及び耐震改修工事費 建替工事に関する設計及び建替え工事費
事業主体	個人(住宅所有者)
補助率(額)	工事費(125万円を限度)
事業期間	令和7年度まで
備考	要件等の詳細は補助要綱のとおり

○耐震シェルター設置支援事業

事業内容	住宅の耐震シェルター設置に対する補助
対象建築物	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅(他条件あり)
事業主体	個人(住宅所有者)
補助率(額)	耐震シェルター設置工事費(36万円を限度)
事業期間	令和7年度まで
備考	要件等の詳細は補助要綱のとおり

(2)建築物に関する支援策の概要

市は、要安全確認計画記載建築物(避難路沿道建築物)について、県と連携しながら耐震化を促進します。

○災害時避難路通行確保対策事業

1)耐震診断

事業内容	要安全確認計画記載建築物(法第7条)に基づいて実施する耐震診断に対する補助
対象建築物	要安全確認計画記載建築物(法第7条)
事業主体	個人(建物所有者)
補助率(額)	耐震診断に要した費用の10/10以内 ただし、補助対象費用は、要綱で定める限度額以内(床面積に応じて算出)
事業期間	令和4年度にて事業完了(対象住宅の診断が完了)
備考	要件等の詳細は補助要綱のとおり

2)耐震改修に関わる設計又は建替えに関わる設計

事業内容	耐震診断の結果に基づいて実施する耐震改修に関わる設計又は建替えに関わる設計に対する補助	
対象建築物	要安全確認計画記載建築物(法第7条)	
事業主体	個人(建物所有者)	
補助率(額)	耐震改修設計	耐震改修設計に要した費用の5/6以内 ただし、補助対象費用は、要綱で定める限度額以内(床面積に応じて算出)

	建替え設計	建替え設計に要した費用の5/6以内 ただし、補助対象費用は、要綱で定める限度額以内(耐震改修に要する費用相当分を建築工事とした上で補助金の算出方法に準じて算出)
事業期間	令和7年度まで	
備考	要件等の詳細は補助要綱のとおり	

### 3)耐震改修工事、建替え工事又は除却工事

事業内容	耐震診断の結果に基づいて実施する耐震改修工事、建替え工事又は除却工事に対する補助	
対象建築物	要安全確認計画記載建築物(法第7条)	
事業主体	個人(建物所有者)	
補助率(額)	耐震改修工事	耐震改修工事に要した費用の11/15以内 ただし、補助対象費用は、要綱で定める限度額以内(用途・構造・床面積に応じて算出)
	建替え工事 又は除却工事	建替え工事又は除却工事に要した費用の11/15以内 ただし、補助対象費用は、要綱で定める限度額以内(従前の建築物の耐震改修工事に相当する費用と見積価格を比較して安価な額)
事業期間	令和7年度まで	
備考	要件等の詳細は補助要綱のとおり	

(3)ブロック塀等に関する支援策の概要

市が実施するブロック塀等安全確保対策支援事業の概要は、次のとおりです。

○ブロック塀等安全確保対策支援事業

事業内容	地震発生時においてブロック塀等の倒壊又は転倒による災害を防止するため、ブロック塀等の耐震改修工事に対する補助	
補助対象	市内に存するブロック塀等の耐震改修工事費(他条件あり) ※対象となる避難路、通学路その他補助制度の執行上必要な事項としては別紙のとおりとする。	
事業主体	所有者及び管理者	
補助率(額)	重要路線	補助対象経費又は、ブロック塀等の延長1mにつき25,000円を乗じた額のうち、いずれか少ない額のに2/3以内かつ30万円を限度
	一般路線	補助対象経費又は、ブロック塀等の延長1mにつき25,000円を乗じた額のうち、いずれか少ない額のに2/3以内かつ20万円を限度
事業期間	令和7年度まで	
備考	要件等の詳細は補助要綱のとおり	

### 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

#### (1) 専門技術者の養成

市内には、住宅・建築物の耐震化を円滑かつ適切に進めていくためには、専門技術者の養成が必要不可欠です。

このため、耐震診断や耐震改修に関する技術的な研修会を定期的を開催します。特に、低コストで耐震改修を実施できる技術者の養成を図るため、「低コスト工法研修会」を開催し、研修修了者を県及び市町村ホームページで公表します。

今後こうした研修会を開催し、専門技術者を養成します。

#### (2) 市民向け情報の提供等

広報やホームページへの掲載により、耐震診断や耐震改修などに関する情報を市民にわかりやすく提供するとともに、県（建築住宅課及び各建設事務所）や関係団体（一般社団法人山梨県建築士会）の無料相談窓口を紹介することとします。

今後こうした活動を継続し、安心して耐震改修を行うことのできるような環境整備に努めることとします。

### 4 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化

緊急車両の通行や住民の避難路を確保するため、市が指定した避難路に敷地が面しており、地震により倒壊した場合に道路を閉塞する恐れのある建築物（診断義務化対象建築物）について、国及び県と連携しながら耐震化を促進します。

#### (1) 耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける道路（耐震診断の義務付け対象道路）

災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を確保する必要があるとして、「山梨県地域防災計画」及び「上野原市地域防災計画」等で地震時に通行を確保すべき重要な緊急輸送道路が位置づけられています。

そこで、地震による建築物の倒壊によって防災上重要な道路の通行や多数の者の円滑な避難が妨げられることを防止するため「耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける道路」を、次のとおり指定します。

耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける道路		
道路種別	路線名	起終点
高速道路	中央自動車道(富士吉田線)	市内全線
一般国道	国道20号	市内全線
主要地方道	上野原丹波山線	市内全線
	上野原あきる野線	国道20号交点から上野原丹波山線交点まで
	四日市場上野原線	市内全線

## (2)耐震診断の実施及び結果の報告

診断義務化対象建築物については、法第7条により、耐震診断の実施と結果の報告が義務付けられます。建築物の所有者は、定められた報告期限までに、診断を実施し、その結果を所管行政庁(山梨県)に報告することとなります。

耐震診断結果の報告期限
-------------

令和5年3月31日
-----------

ただし、附則第3条で定める規模・用途要件により義務付け対象となる建築物の報告期限は上記ではなく、「平成27年12月31日」となりますので注意してください。
---

義務付け対象となる建築物の要件
-----------------

以下の両方の要件に該当するもの
-----------------

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・昭和56年5月末日以前に工事着工した建築物</li><li>・(1)の道路に対して「耐震改修促進法施行令第4条第1項」の「通行障害建築物の要件」に該当する建築物</li></ul> |
|---|

## (3)耐震診断の結果の公表

耐震診断の結果については、法第9条により、所管行政庁が公表することとなります。

## (4)耐震診断未実施者、未報告者について

報告期限までに診断結果が報告されない場合は、法第8条により所有者に対して、報告命令を行い、公表されることとなります。

## (5)耐震改修等について

耐震診断の判定結果が「地震に対する安全性の向上を図る必要がある」となった場合、建築物の所有者は耐震改修等の実施に努めてください。

## 5 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

### (1)地震発生前の対策

#### ①ブロック塀等の転倒防止対策

大規模地震発生時には、ブロック塀等が倒壊し、避難や救助活動の妨げとなるばかりでなく、場合によっては、死傷者が発生するなどの危険性が指摘されています。

こうしたことから、ブロック塀等の倒壊の危険性を市民や建物所有者に周知するため、正しい施工方法や補強方法などについて、パンフレット等により普及・啓発を行うとともに市の助成金交付制度等の活用等により改修工事がなされるよう引き続き指導します。

#### 【ブロック塀等の実態調査】

地震発生時に被災者が避難する経路の安全性と緊急車両の通行を確保するため、調査対象路線(※1)に面したブロック塀等について、令和2年度に調査を行い、緊急に改修する必要性のあるブロック塀等(※2)の実態を把握しました。これらのブロック塀等については、今後改善を促します。

#### ※1 調査対象路線

- ・ 第1次・第2次緊急輸送道路(県及び市町村の地域防災計画に記載してあるもの)
- ・ 上記緊急輸送道路から指定避難所までに至る道路で市町村が指定したもの

#### ※2 緊急に改修する必要性のあるブロック塀等

- ・ 高さ2.2mを超えるもの
- ・ 大きな損傷・傾斜・たわみがあるもの

#### ②家具等の転倒防止

地震が発生すると家具等が転倒し、これにより負傷したり、避難等の妨げになる場合があるため、家具等の転倒防止についてパンフレット等により普及・啓発に努めます。

### (2)地震発生後の対応

大規模地震等により住宅・建築物が被害を受けた場合には、余震等から人命を守るため被災建築物応急危険度判定制度に基づき、速やかに判定支援本部、判定実施本部を設置し、県に対し被災建築物の判定活動を要請します。

迅速で着実な判定作業を実施するため、今後も建築士を対象に応急危険度判定士の養成に努めます。

別紙

ブロック塀等の補助制度の執行上必要な事項

- 1 耐震改修促進計画に定めるブロック塀等に関する事業(住宅・建築物安全ストック形成事業及び山梨県ブロック塀等安全確保対策支援事業)の対象となる道路は、次のとおりとする。
  - ① 学校安全計画に基づく通学路
  - ② 地域防災計画または耐震改修促進計画に位置付けた緊急輸送道路
  - ③ 住宅、事業所等から避難所・避難地等へ合理的(最短)に至る経路であって、次の各号それぞれに該当するもの(避難路)
    - ア 道路法の道路で幅員 1.8m 以上あるもの
    - イ 避難所や避難地等まで、合理的(最短)に至ることができるもの
    - ウ 複数の世帯(住民)が利用するもの
- 2 山梨県ブロック塀等安全確保対策支援事業の対象となる道路は、次のとおりとする。
  - ① 第1次緊急輸送道路(県及び上野原市の地域防災計画に記載してあるもの)
  - ② 第2次緊急輸送道路(県及び上野原市の地域防災計画に記載してあるもの)
  - ③ 上記緊急輸送道路から指定避難所までに至る道路で上野原市が指定したもの
- 3 上野原市では、住宅、事業所等から避難所・避難地等へ至る経路へ至る経路が確認できるよう、以下の位置が確認できる資料を常備する。
  - ・地域防災計画に定める緊急避難所、福祉避難所
  - ・地域防災計画に定める緊急避難場所(避難地)
  - ・各学校が定める通学路
  - ・地域防災計画または耐震改修促進計画に位置付けた緊急輸送道路

### 第3章 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

住宅・建築物の耐震化を促進するため、市民に対する地震災害の情報や耐震化の重要性、耐震改修に関する様々な情報を発信し、意識の啓発及び知識の普及に努めます。

#### 1 地震ハザードマップの整備

市では、県からの情報提供に基づき、必要に応じ震度分布図などの地震ハザードマップの整備に努めます。

住宅・建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題又は地域の問題として意識するためには、住民にとって身近な情報として感じられるよう、想定される地震の揺れやすさ(震度)の程度を示す地震ハザードマップの策定が有効です。

#### 2 パンフレットの作成・配布や講習会の開催

市では、耐震診断及び耐震改修を促進するため、補助制度のパンフレットや耐震改修工事の実例集などを作成し、地震相談窓口や戸別訪問時において配布します。

また、耐震化の促進に必要な情報をホームページへの掲載やチラシの配布、研修会等の開催を通じて、市民にわかりやすく提供します。

#### 3 技術者向け研修会の開催

耐震診断や耐震改修に係る技術的な研修会を、県・関係団体と提携し、開催します。

低コストで行うことのできる耐震改修を一層促進していくため、民間ノウハウを活用した「低コスト工法研修会」などを開催し、改修事業者にスキルの習得を促します。

#### 4 官民一体となった取り組み

##### (1)低コスト工法導入促進活動

耐震啓発のための戸別訪問時に、低コスト工法研修会修了者が同行し、所有者に耐震改修工事の内容を分かりやすく説明することで、耐震改修工事費用に要する負担感を軽減し、耐震化を促進します。

また、所有者の耐震化への意識を高めるため、低コスト工法を活用した耐震改修の事例をホームページやパンフレットにより周知します。

##### (2)リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備の更新やバリアフリー化等を目的としたリフォームにあわせて耐震改修工事を行うことは、費用面などで合理的であることから、耐震改修工事の事例集を作成し、配布します。

また、市、県及び(一社)山梨県建築士会にリフォームに関する相談窓口を設置し、耐震改修等に関する情報提供を行います。

(3)自治会等との連携に関する事項

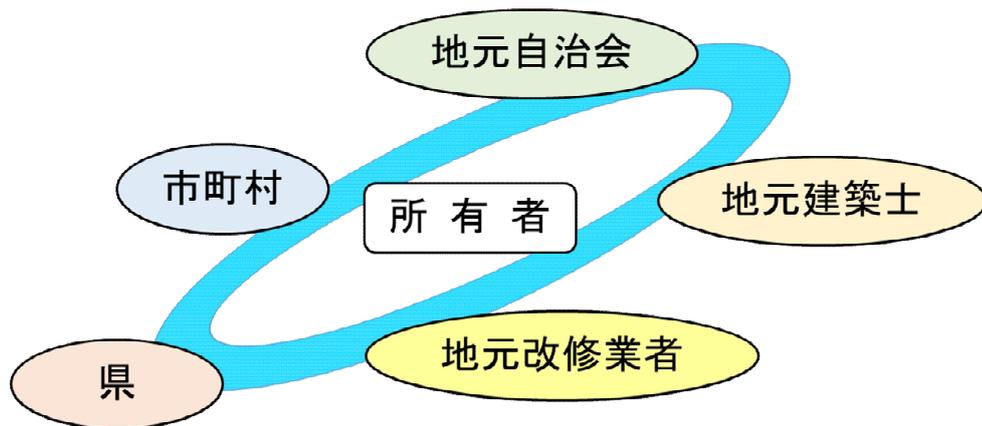
地震防災対策の基本は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」であることから、市では、県、各自治会と連携して、地域ぐるみの意識啓発や耐震診断及び耐震改修の実施に向けた情報提供等を実施します。

今後も、県と役割分担のもとに、地域の自治会や自主防災組織等と協力し、引き続き耐震化の促進を図ります。

(4)戸別訪問による耐震化の啓発

木造住宅の耐震化へのきめ細やかな普及啓発と耐震診断・耐震改修工事を推進するため、市、県、自治会、建築士等が連携し、古い木造住宅が密集している地区等を中心に戸別訪問を実施し、耐震化への普及啓発と相談、補助制度の紹介を実施します。

要安全確認計画記載建築物(避難路沿道建築物)に対しても、市を主体として、県や建築士が連携し、法制度の説明や耐震診断・耐震改修工事を推進するため、戸別訪問を実施します。



## 5 市、県、建築関係団体による連携

市内の住宅・建築物の耐震化を促進するため、市、県、建築関係団体で連携して「山梨県住宅・建築物耐震化促進連絡会議」を平成24年3月に設立しました。連絡会議では、行政職員のスキルアップのための研修会の開催や建築物の耐震化の促進に関する情報の共有を図るとともに、施策や補助制度等の検証を行います。

### 【構成メンバー】

(一社)山梨県建築士会

(一社)山梨県建築士事務所協会

(一社)山梨県建築設計協会

(一社)山梨県建設業協会

山梨県建設組合連合会

(一社)山梨県木造住宅協会

山梨県

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、  
甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、  
昭和町、富士河口湖町、西桂町、道志村、富士川町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、  
小菅村、丹波山村

また、令和3年度からは、「山梨県住宅・建築物耐震化促進連絡会議」内にワーキンググループを設置し、リフォームにあわせて耐震改修工事を行ってもらうための、効果的な普及啓発方法等の検討を行います。

## 6 税制の周知・普及

市は、「耐震改修促進税制」等の優遇税制の広報・周知を行なうことにより、耐震化を促進します。

また、固定資産税の優遇措置等についても、検討を進めます。

## 第4章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための指導等

### 1 耐震改修促進法による指導等

#### (1)耐震診断義務付け対象建築物に対する指導等

(要安全確認計画記載建築物(避難路沿道建築物)の場合)

所管行政庁は、所有者に対して、周知を図るとともに、必要に応じて指導等を行います。

##### ①耐震診断義務付け対象建築物である旨の周知

対象建築物の所有者に対して、耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁へ報告する義務があることを、戸別訪問等により十分に周知し、確実な実施を促します。

##### ②報告期限までに診断結果を報告しない場合の指導等

報告期限である令和5年3月31日までに、診断結果を報告しない所有者に対しては、文書により、報告を促します。

それでもなお報告されない場合は、法第8条に基づき、報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨をホームページ等で公表します。

##### ③耐震診断の結果の公表

所管行政庁は、診断結果の報告を受けた後に、法第9条に基づき、報告内容をホームページ等により公表します。

#### (2)耐震診断義務付け対象建築物以外の建築物に対する指導等

所管行政庁は、全ての特定既存耐震不適格建築物(※)の所有者に、必要に応じて指導及び助言を行うものとします。

##### ①指導及び助言(法第15条第1項)

耐震化の必要性等を説明するとともに、耐震化の実施について文書等により指導及び助言を行います。

##### ②指示(法第15条第2項)

指示対象となる特定既存耐震不適格建築物のうち、耐震化が行なわれていない所有者に対して、必要に応じて、実施すべき事項を記載した文書等により指示します。

##### ③公表(法第15条第3項)

指示を受けた所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかった場合には、ホームページ等により公表します。

### 2 建築基準法による勧告又は命令等

前述の公表を行ったにもかかわらず、当該建築物の所有者等が耐震改修等を行わない建築物のうち、建築基準法第10条の規定に該当する建築物については、その所有者等に対し、同条の規定に基づく勧告又は命令を行います。